

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主価値の最大化と株主や取引先から評価され、永続的な発展と成長を続けることを目指し、経営を効率化し、経営責任を適切・公正に遂行するため、絶えず実効性の面から経営管理体制や組織の見直しと改善に努めております。また、適時かつ正確な経営情報の開示に努め、経営活動に対する透明性の向上、コンプライアンス、監視・チェック機能の強化、有効性の確保及び内部統制及びリスク管理の徹底を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、基本原則については全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
関 宏成	521,100	11.55
関 啓三	507,200	11.25
有限会社宏栄興産	480,200	10.65
セキ株式会社	342,556	7.59
株式会社伊予銀行	208,000	4.61
セキ従業員持株会	200,500	4.44
公益財団法人関奉仕財団	16,600	3.69
株式会社愛媛銀行	164,500	3.64
セキ取引先持株会	119,400	2.64
関 一	99,000	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査役が会計監査人と必要の都度協議又は意見交換を実施することができる体制を確立しており、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
成松 勲	税理士													○
十河嘉彦	他の会社の出身者							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
成松 勲	○	独立役員に指定しております。	当社は経営の客観性・中立性を重視し、社外監査役に選任したものであります。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
十河嘉彦		――	当社は経営の客観性・中立性を重視し、社外監査役に選任したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
特記すべき事項はありません。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
開示手段: 有価証券報告書、営業報告書(事業報告) 開示状況: 取締役、監査役及び社外監査役の別に各々の総額を開示	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

役員報酬等の内容(平成27年3月期有価証券報告書記載)

1. 取締役に支払った報酬 1億1千7百万円

2. 監査役(社外監査役を除く。)に支払った報酬 7百万円

3. 社外監査役に支払った報酬 2百万円

なお、当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成9年6月24日開催の第48期定時株主総会において、取締役は月額2千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役は月額3百万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、重要書類の閲覧等を通して取締役の業務遂行の適法性について監査しております。
- ・原則年5回開催する監査役会に出席し、監査役相互に職務の状況について報告を行うことにより、認識を共有化しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、代表取締役社長のもと、リスク管理部門として経営管理本部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図っております。
- ・取締役会につきましては、当社の規模と機動性を勘案し、現在代表取締役社長、代表取締役副社長、専務取締役1名、常務取締役1名、取締役相談役2名及び取締役2名の計8名で取締役会を構成しております。毎月1回の定例会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な意思決定と業務遂行を監督しております。また、執行役員制度導入により、現在2名の執行役員を選定し、執行役員は適正な権限委譲のもと業務執行に当たっております。取締役会への付議議案につきましては、取締役会規程により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議案に関する資料について事前に全役員へ配布され、各取締役が取締役会に先立ち十分な準備ができる体制を取ることであります。日常の職務執行に際しましては、組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制を取ることであります。
- ・当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は現在3名(うち常勤監査役1名)で構成しており、2名を社外から迎えております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、取締役会への出席や重要書類の閲覧等を通して取締役の業務遂行の適法性について監査しております。監査役会は原則年5回(2月・5月・6月・8月・11月)開催し、相互の職務の状況について報告を行うことにより認識を共有化しております。
- ・会計監査人につきましては、新日本有限責任監査法人に委嘱し、継続して当社グループに関する会社法監査及び金融商品取引法監査を受けており、当社グループは会計監査人に対して正確な経営情報・財務情報を提供しております。なお、業務を執行した公認会計士は次のとおりであり、継続年数につきましては下記2名とも7年以内であるため、記載を省略しております。
指定有限責任社員・業務執行社員 後藤英之、堀川紀之
監査報酬の内容につきましては、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬として、平成27年3月期は12百万円を支払っており、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の報酬につきましては該当事項はありません。
- ・顧問弁護士につきましては、宮部法律事務所と顧問契約を締結し、法律上の判断を必要とする場合、随時専門的な立場から助言を受けております。
- ・当社は代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設けております。内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令遵守、内部統制の有効性を

と効率性、財務内容の適正開示、リスクマネジメント等の検証について、各部門、工場等の監査を定期的の実施し、評価、指導する体制を取っております。内部監査室では、監査役会及び会計監査人との連携を密にし、必要の都度協議又は意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

・当社と社外監査役2名との間取引関係その他の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は重要な経営判断を伴う業務執行について、取締役会等の場において真摯な議論を通じて審議、決定することが適切であると判断しております。かかる経営体制の下では、各取締役が当社における営業また製造現場の実態に精通しているか、またはそれに代替する程度の深い業界知識・経験を有しているのであれば、刻々と移り変わる事業環境に対応した、迅速かつ的確な意思決定は実現しえないものと考えております。このような条件を満たす社外取締役候補者を、当社は平成27年3月期末日時点において未だ見出すことができておりません。

社外取締役が置かれていない現時点においても、監査役会など他の機関・制度によって、社外取締役に對し一般に期待される経営全般や利益相反の監督機能は実現されております。当社の監査役会は、税理士として専門的見地を有する方ならびに金融機関の経営に長年携わった経験と専門的見地を有する方の2名を社外監査役として招聘し、経営管理部門での業務経験が長く、当事業全般に精通する常勤監査役1名を加えた3名によって構成されております。社外監査役を含めた各監査役は、取締役会における議決権までは有さないとしても、取締役会に出席した上で、必要に応じて積極的に意見を表明することで、各取締役による適切な議決権の行使を促すことに努めております。このように既存の機関・制度に加えて社外取締役を単に形式的にのみ選任することは、コストの観点からも適切ではないと判断しております。なお、収益性の高い企業体質を構築するためにも社外取締役を置くことについては、今後も適任と判断される人材の確保を検討してまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第66期定時株主総会は、平成27年6月11日(木曜日)に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	現在年2回、東京都内においてアナリスト、ファンドマネージャー、マスコミ関係者等を対象とした決算説明会を開催しております。また、大和インベスター・リレーションズ株式会社のホームページ上において、説明会の様子を一定期間動画配信しており、ご確認いただけます。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの「IR情報」において、決算短信、事業報告書等IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部総務課を担当部署としております。	
その他	大和インベスター・リレーションズ株式会社とIRサービス契約を締結し、IR活動の向上に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、重要な企業課題である「ISO14001」に基づく環境保護・環境負荷の低減に向けての活動に努めております。平成17年5月に「FSC認証紙」を取り扱うため、紙の加工流通過程での管理認証であるCOC認証を取得、これに続き、平成22年4月に地球温暖化防止のための森林認証制度の1つである「PEFC認証紙」のCOC認証を取得しました。すべての環境製品に対応できる2つの森林認証を取得したことで、更なる環境への配慮と改善に努めてまいります。平成23年より「森のあるまちづくり」の植樹活動に社員及びその家族が継続的に参加しております。また、一般社団法人お城下松山主催の松山の中心市街地の清掃活動にも社員有志が参加しております。松山本社周辺の道路清掃ボランティア活動も平成19年以降8年目となりました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ホームページ等を通じて適時情報開示を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

- 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 株主価値の最大化と株主や取引先から評価され、持続的な発展と成長を続けることを目指し、経営を効率化し、経営責任を適切・公正に遂行するため、絶えず実効性の面から経営管理体制や組織の見直しと改善に努める。
 - 適時かつ正確な経営情報の開示に努め、経営活動に対する透明性の向上、コンプライアンス、監視・チェック機能の強化、有効性の確保及び内部統制及びリスク管理の徹底を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努める。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱い、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
 - 取締役の職務の執行に係る情報・文書についてはデータベース化を図り、当該各文書等の存否及び保存状況を素早く検索可能とする体制を構築し、適切な情報の保存及び管理を行う。
 - 前記(1)、(2)に係る事務は担当取締役が所管し、その検証及び見直しの経過、データベースの運用及び管理について、定期的に取締役会に報告するものとする。
- 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、代表取締役社長のもと、リスク管理部門として経営管理本部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図る。
 - 代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設置する。内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令遵守、内部統制の有効性と効率性、財務内容の適正開示、リスクマネジメント等の検証について、各部門、工場等の監査を定期的に実施し、評価、指導する体制を取る。
 - 損失の危険に係る事案について、法律上の判断を必要とする場合においては、顧問弁護士より速やかに専門的な立場から助言を受けることのできる体制を確立する。
 - 当社及び子会社の決定事実・発生事実及びその他の会社情報について、経営管理本部長が各部門から報告を受け、経営管理本部を中心に開示諸規程等に基づき開示の内容等を検討し、開示内容によっては会計監査人、顧問弁護士と十分に協議を行い、取締役会において決議した後に、経営管理本部長の指示により、情報開示・公表担当部門である経営管理部総務課が開示・公表する。なお、緊急を要する場合等においては、上記の手続きにかかわらず、経営管理本部長が代表取締役社長の承認を得た後に、情報開示・公表担当部門から開示・公表する。
- 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 毎月1回の定例会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要な意思決定と業務遂行を監督しており、また、執行役員制度導入により、執行役員は適正な権限委譲のもと業務執行に当たる。
 - 取締役会への付議議案については、取締役会規程により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料について事前に全役員へ配布し、各取締役が取締役会に先立ち十分な準備ができる体制を取ることにする。
 - 日常の職務執行に際しては、組織規程等に基づく権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制を取ることにする。
- 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - インサイダー取引の防止等について、情報管理規程並びに内部者取引管理規程を制定し、その防止を図る。
 - 役員・社員を対象にインサイダー取引規制に関するビデオ・書面等を活用し、その趣旨の周知に努める。
 - 個人情報保護法のもと個人情報保護方針を制定し、印刷情報メディアを基盤とした事業活動を通して、顧客より受託する業務の範囲内で個人情報を取り扱い、JIS Q 15001(プライバシーマーク)に基づく個人情報の適切な保護に努める。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社は、企業集団統括の主管部門である経営管理本部が関係会社管理規程に則り、企業集団の管理を行い、企業集団の業務の適正について内部監査室の協力を得て、その業務執行の状況について評価及び監査を行う。
 - 企業集団において損失の危険が発生し、当該事実を把握した場合には、損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について直ちに当社の取締役会に対し報告する体制を確保する。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する社員を置くことを求めた場合には、組織、人数、その他具体的な内容について監査役と協議のうえで当該社員を配置する。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び実効性に関する事項
 - 監査役がその職務を補助すべき社員の任命・異動については、監査役会の同意をもって行うものとする。
 - 監査役を補助すべき社員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令のもと職務を遂行し、当該評価については監査役の意見を聴取して行う。
- 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - 当社及び子会社の役員及び社員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
 - 当社内部監査室、経営管理本部等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当企業集団の取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当企業集団の取締役及び社員に対し、その旨を周知徹底する。
- 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査役は取締役、執行役員及び重要な社員に対し適宜ヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と協議又は意見交換を実施することができる体制を確立する。
 - 監査役が監査役会規程に基づき、取締役会その他重要な会議への出席等、会社の重要情報を入手するための体制を確立する。
- 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
 - 財務報告の信頼性及び適正性を確保するために財務報告にかかる内部統制が有効に行われる体制の維持・構築を図る。
 - 監査役及び内部監査室は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じてその改善策を取締役会に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制

- 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、経営管理本部に対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

